

# Zoom模擬裁判員裁判への挑戦

—オンラインツールを活用した法学教育の試み（1）

平 山 真 理

はじめに

2020年は大学教育にとっても大きな課題と負担に直面し続けた一年であった。新型コロナの脅威と感染防止対策は教育の機会や方法を大きく制限し、各大学は少なくとも2020年度前期中は遠隔講義をメインとした教育方法に切り替えざるを得なかった。学生も大学キャンパスへの入構が制限され、さらにはステイホームや外出自粛という閉じられた環境の中で勉学を続けることは大きな困難であったことは間違いない。とりわけ2020年度新入生にとってはいわゆるキャンパスライフ経験できないまま学期がスタートし、本来であれば享受できた、教員、友人や先輩学生との対面を通したつながりがほとんど得られないという環境に置かれることになってしまった。

筆者は法学部で教えているが、確かにもともと学部法学教育というのは座学を主軸に置いたものであり、実験や実習を不可欠とする隣接諸科学に比べると、非対面講義であっても「できないこと」は比較的少ない、と言えるかもしれない。しかし、法科大学院教育においては、学生が社会の現場に出て法の実務を学ぶ臨床法学教育が重要な役割を果たすのは間違いないし、法学部教育においても通常時であれば可能な限り、インターンシップや裁判傍聴、施設見学等を活用することは非常に効果的だと思われる。また、体験型教育は法律や制度の実際の運用のされかたを学習するうえで効果的であり、そういった観点から筆者もこれまで法学部学生らとともに

模擬裁判(模擬裁判員裁判、模擬少年審判、英語による模擬裁判員裁判などの形式を試みてきた)を実践してきた。しかし、オンライン講義という形式のもとではこのような教育を行うことには大きな困難があり、その機会が制限されてしまったと捉えていた。

一方、実際の刑事裁判においてもコロナ感染防止対策は大きな影響を与えた。「開廷できないこと=勾留中の被告人の身体拘束長期化」を意味し、その観点からの問題も指摘されている<sup>(1)</sup>。こうした中、アメリカ等の一部の諸外国では、オンライン会議ツールであるZoomを使用した陪審裁判が2020年5月頃から実施され始めたことが報道されるようになった<sup>(2)</sup>。そこで、オンラインによる法学教育においても、Zoomを利用した模擬裁判を試験的に行おうと考えるに至り、実践した。本稿では、オンライン上で行う模擬裁判の意義や課題について(たった1回という限られた経験のもとではあるが)論じることを目的とする。また上述のように、諸外国ではオンラインを利用した裁判が実際に行われていることに鑑み、そこにおける議論についても必要な範囲で考察を行う。

## Ⅰ 実際の裁判におけるオンライン審理、評議の利用の現状—アメリカの例を参考に

上でも述べたように、アメリカではコロナ感染防止対策の影響のもとでも司法をできるだけ円滑に機能させるために、非対面で審理を行うことが検討されてきた。2020年5月4日、連邦最高裁ではアメリカ史上初

---

(1) 日本弁護士連合会は2020年4月15日「刑事裁判の期日延期等に関する会長声明」を発売し、公判期日の延期により被告人の迅速な裁判を受ける権利(日本国憲法37条1項)が制約され得るとして、公判期日の延期は弁護人の意見も聞いて慎重に判断すること、公訴事実と争いがなく、執行猶予判決が見込まれる裁判の被告人の身体拘束を長引かせないように最大限の配慮が必要であること等を求めている。

[https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200415\\_4.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200415_4.html) (last visited 10/15/2020)

(2) The Associate Press, Texas court holds first U.S. jury trial via videoconferencing, *FORTUNE*, May 23, 2020.

めて、電話会議システムを使用した口頭弁論が行われ、話題を集めた。この審理では、自動音声を使って携帯電話に電話をかける行為は1991年に成立した電話消費者法（Telephone Consumer Protection Act）により禁止されている一方で、TCPAの2015年改正により、連邦政府に対する負債を収集するための自動音声電話は免除されたことが、合衆国憲法修正第1条に違反するかどうか争点であった（2020年7月6日、連邦最高裁は、TCPA2015年改正によるこの免除は修正第1条に違反すると判示した。Barr v. American Assn. of Political Consultants, Inc. et al., 591 U.S. \_ (2020)）。口頭弁論の様子はニュースウェブサイトでストリーミングされ、またC-SPAN（政治専門のCSチャンネル）でも放映された。通常の口頭弁論では9人の最高裁判事が質問や発言をする順番はとくに定められていないが、電話会議ではそうもいかず、ロバーツ（Roberts）長官から始まり、最も新参のカヴァナー（Kavanaugh）判事で終わるという順番になったという<sup>(3)</sup>。

また、陪審裁判においてZoomを活用するという試みも2020年5月頃より検討されるようになった。裁判を遅らせることは当事者にとって不利益が大きい。しかし一方で、陪審裁判は市民に裁判所に集まってもらうことを要求するものであり、これは市民を感染の危険にさらすことになるからである。全米でも最初にZoomが陪審裁判に使用されたのは、テキサス州裁判所コリン郡支部（State Court of Texas Colin County）において開かれた民事陪審裁判においてであった（訴額が20ドルを超えるコモン・ロー上の訴訟については陪審裁判を受ける権利は維持され、一方当事者の請求に

---

(3) Pete Williams, Supreme Court makes history with oral arguments by phone. But it's business as usual for justices, NBC News online, 5/05/2020配信。とくに大きな混乱はなかったようであるが、ロバーツ長官がソトマヨール（Sotomayor）判事に呼びかけた際、ソトマヨール判事は電話をミュートにしたままでロバーツ長官が二度呼びかなくてはならなかったこと等が報じられている。https://www.nbcnews.com/politics/supreme-court/supreme-court-makes-history-oral-arguments-phone-it-s-business-n1199446 (last visited 10/15/2020)

より陪審裁判となる)。またこの裁判は、summary jury trial(略式陪審裁判:陪審は6名で構成され、通常の証拠調べより簡易な方法で当事者双方により事案の陳述が行われた後、評決が行われる。この評決に法的拘束力はない。当事者双方はこれを前提に和解を探る)<sup>(4)</sup>で行われた。たとえ簡易な裁判とは言え、全米でも初めてZoomで行うという大きな決断は、同裁判所のEmily Miskel裁判官によりなされた。Miskel裁判官は「重罪に対する陪審裁判をZoomでやろうと言うわけではないのだから。でも、対面での陪審裁判をいつ開始できるかが不確定な現状の解決策として、Zoom上で行うことを歓迎する民事訴訟の当事者は多くいるのではないか」とインタビューに答えている<sup>(5)</sup>。こうして全米初のZoom陪審裁判は2020年5月18日に開かれた。事案は保険金請求訴訟であり、略式裁判ということもあって、審理に要したのは1日で、またそのほとんどの部分は非公開(これはもともと略式裁判は非公開であり、それは審理の途中でも当事者が和解に至ることを促すものでもある)であったが、審理に先立って行われた陪審選任手続はYouTube上でライブ配信され(日本の裁判員選任手続が非公開であるのと異なり、アメリカでは陪審選任手続Voir Direは公開で行われる)、陪審員候補たちは自宅からスマホやパソコンを通して参加した<sup>(6)</sup>。評議は、6人の陪審員のオンライン・ルームを二つ構成し(6人の評議体×2としたのは、これが略式陪審裁判であり、その評決に拘束力がないため、柔軟な運用が可能であったからであろう)、陪審員らはDrop Box上で共有された証拠資料フォルダに自分のパソコンからアクセスをして審理に臨んだ<sup>(7)</sup>。審理後、原告側代理人は、陪審員らが自宅から参加できたこと

---

(4) 略式陪審裁判の説明については、官邸資料「諸外国の司法制度概要」を参考にした。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-1.pdf> (last visited 10/23/2020)

(5) North Texas Court Is The 1st In The Country To Hold A Jury Trial Via Videoconferencing, CBS DFW オンラインニュース 5/22/2020配信記事, <https://dfw.cbslocal.com/2020/05/22/north-texas-court-1st-in-country-jury-trial-zoom-videoconferencing/> (last visited 10/23/2020)

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*

でリラックスし、結果として審理により注意を払って参加したと評価し、また証人を遠隔地から呼びよせる必要がなかったことから大いにコストを削減でき、「懸念していたよりは、概してよい経験であった」と評価している<sup>(8)</sup>。それぞれ6人の陪審員で構成された2つの合議体は、2つの評決を提示し、当事者はその後和解協議に入ったようである。しかし当然ながら多くの課題も指摘された。オンライン上で評議を行うということは、対面に比べやはりコミュニケーションが取りにくい。そうなると、陪審員間のコミュニケーションによる熟議という、いわば陪審制度の肝要な部分が損なわれてしまう問題もある。また、被告人の自由や、場合によっては生命を奪い得る決定をする刑事陪審裁判をオンラインで行うかについては専門家の間には強い危機感が残ったようである。

しかし一方でアメリカにおいてもコロナの影響はより深刻化し、そうした中で刑事裁判の審理を単に延期し続けることは、被告人の身体拘束を長期化させ、その権利を制限することになってしまいうし、また「密」状態の施設に収容することは結局、被疑者被告人を感染のより大きな脅威にさらすことになってしまう。そして、「密」状態の施設に収容された被疑者被告人が身体拘束を解かれ社会に戻ってくれば、地域への感染も拡大してしまう<sup>(9)</sup>。このような差し迫った状況の中、刑事陪審裁判においてもオンライン審理が導入され始めた。初めてのオンライン刑事陪審裁判はこれまたテキサス州で実施された。2020年8月11日、テキサス州トラヴィス郡治安判事裁判所（Travis County Justice of the Peace Court）において、Nicholas Chu判事の法廷で全米初のオンライン刑事陪審裁判が行われた。事案は、オースティン市在住の被告人に対する道交法違反事件で、被告人が工事区域において速度超過運転を行った、というものであった。道交

---

(8) *Ibid.*

(9) An-Li Herring, Amid pandemic, how long can courts delay jury trials without violating defendants' rights?, wtf, 6/01/2020配信記事, <https://www.wtf.org/2020/06/01/amid-pandemic-how-long-can-courts-delay-jury-trials-without-violating-defendants-rights/> (last visited 10/20/2020)

法違反という、軽微な事件が第1号事件となったことについて、Chu判事は、道交法違反事件の裁判は多くの市民にとって馴染みも深く、また有罪となった場合でも被告人への制裁は罰金と訴訟費用の支払いのみであり、自由刑は選択肢としていないことから、比較的风险が小さいことなどを説明している<sup>(10)</sup>。公判が公開されて行われる以上、このZoom審理もYouTubeでライブ配信され、1000人以上の人がリアルタイムで視聴した。審理では様々なトラブルが発生したようである。例えば、審理前の宣誓の際に、陪審員の1人の画面がフリーズしてしまい、裁判所職員等により復旧作業が試みられたもののうまくいかず、結局この陪審員は陪審団から外されなければならなかった(補充陪審員がその代わりに入った)<sup>(11)</sup>。裁判所は必要とする陪審員には事前にiPadを貸し出すという対策もとっていたが、通信環境のトラブルは完全に防げない。審理は1日で結審し、オンライン上の評議ルームに入った陪審員たちは30分で評議を終え、被告人を一部有罪(速度超過で運転したことは認定されたが、工事区域における行為であったという点については認定されなかった)とし、罰金50ドルと訴訟費用の支払いが言い渡された<sup>(12)</sup>。このように刑事陪審裁判においても、概ね円滑に審理は行われたようであるが、被告人の憲法上の権利との関連で懸念があることが指摘される。例えば、このZoom審理について、Daniel Medwed教授(Northeastern University School of Law)は、オンライン上での証人尋問が被告人の対質権を制限するものにならないかを懸念しており、さらに陪審員たちが画面上で見ることで証人の信用性をきちん

---

(10) Justin Jouvenal, Justice by Zoom: Frozen video, a cat — and finally a verdict, *The Washington Post*, 8/13/2020 配信記事, [https://www.washingtonpost.com/local/legal-issues/justice-by-zoom-frozen-video-a-cat-and-finally-a-verdict/2020/08/12/3e073c56-dbd3-11ea-8051-d5f887d73381\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/local/legal-issues/justice-by-zoom-frozen-video-a-cat-and-finally-a-verdict/2020/08/12/3e073c56-dbd3-11ea-8051-d5f887d73381_story.html) (last visited 8/30/2020)

(11) *Ibid.*

(12) Guilty, your virtual honor: Texas court holds jury trial over Zoom, *Los Angeles Times*, 8/12/2020 配信記事, <https://www.latimes.com/world-nation/story/2020-08-12/texas-court-holds-jury-trial-over-zoom> (last visited 9/30/2020)

と判断できるのかについても疑問が残る、とコメントしている<sup>(13)</sup>。また、公設弁護士事務所の弁護士であり、テキサス大学ロースクール教授でもあるKathryn Dyer氏は、このZoom刑事陪審裁判を傍聴し、いくつかの懸念を示している<sup>(14)</sup>。すなわち、Zoom上の審理では陪審員たちが注意を払って証人の証言を聞いているか確認できないし（実際に公判中、Chu判事は何度か画面上で陪審員に審理に集中するよう注意している）、突然の通信トラブルで証言の一部が聞こえていないこともあり得る、というのである。そのような「不完全さ」はもちろん、通常の陪審裁判でもあり得るだろうが、オンライン裁判ではそれが起こり得る可能性も高くなり、またそれを探知することも難しくなるということは間違いのないであろう。また、Dyer氏はさらに興味深い指摘をしており、オンライン審理においては、陪審員たちは被告人に対し、より厳しく、公正ではない判断をするおそれがある、というのである<sup>(15)</sup>。Dyerはこの点について、イリノイ州クック郡が1999年に保釈審理をオンライン化した際に、保釈保証金が高額化したことを示す調査研究<sup>(16)</sup>を引用し、指摘している。

今後、陪審裁判をオンラインによって行わなければならない事態がアメリカでもどれほど継続するかは分からないが、オンライン審理においては、従来の陪審裁判よりも有罪評決の率が高くなるという傾向がみられるのかも重要な検証対象になるかもしれない。

上述したアメリカ初のオンライン刑事陪審裁判では、被告人は一部無罪となったことについて満足したと述べているようである。また、評決後、Chu判事が陪審員らに「オンライン裁判と法廷でソーシャル・ディスタン

---

(13) *Ibid.*

(14) Katie Hall, Travis County plans for future virtual juries after successful trial run, Statesman 8/28/2020配信記事, <https://www.statesman.com/news/20200828/travis-county-plans-for-future-virtual-juries-after-successful-trial-run> (last visited 10/25/2020)

(15) *Ibid.*

(16) Shari Seidman Diamond, Locke E. Bowman, Manyee Wong, Matthew M. Patton, Efficiency and Cost: The Impact of Videoconferenced Hearings on Bail Decisions, *Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol.100, no.3, pp.869-903, (2010)

スをとりながらの審理、どちらの方がいいですか?」と尋ねたところ、ある陪審員は「実際のところ、Zoom審理の方がいい。証人が自分の鼻先3インチ(約7.5cm)の画面上でじっとこっちを見つめていて、こちらも証人の顔を画面越しにじっと見なければならぬ。審理中はそれだけがすることを許された行動だったんだから。だから私も証人の顔をずっと見ていた」と答えたとのことである<sup>(17)</sup>。ところで、被告人の弁護人であったCarl Guthrie氏は、オンライン審理は陪審員の多様性を促進するという観点から評価できるとしていることにも注目すべきである。Guthrie氏によると、iPadの貸し出しや通信環境を整備という対策が十分に取られれば、オンライン審理は、これまで経済的貧困や裁判所から遠隔地に居住しているという等の理由により、陪審員になることへの実質的な障壁があった人々にも、陪審員になる機会を与えることになり、それは依頼人にとって、より公正な評決を出すことにつながる可能性がある、というのである。弁護人を務めたGuthrie氏の評価によると、オンライン裁判は、課題は多いとしても、陪審制度が従来解決できなかった大きな問題(社会の偏った層の人々のみが陪審員に選ばれる)を解消できる可能性までを含んでいる、というのである<sup>(18)</sup>。

刑事裁判では、被告人が有罪となった場合は、その結果は「刑罰」というかたちで被告人の人生にも重大な影響を及ぼすものであり、オンライン審理で行うことが被告人の防禦権の観点から問題はないのかについては、更に慎重な議論が必要であることは確かである。とくに、オンライン審理においては、陪審員に証拠が十分に表示されない危険性は残るし、非対面による、タイムラグや画像送受信の遅れがあり得るなかで行われる評議は、対面による評議に比べるとやはりスムーズにはいかないであろう。こうしたオンライン審理が「公正な裁判」といえるのかについては議論が尽くされなければならない。一方で上述のように、公判の遅れは結局は被告

(17) *supra* note 14.

(18) *Ibid.*



人が元の生活に戻ることを遅らせ、様々な機会を奪うことになることも確かである。では物理的な対面裁判であれば問題が無いかというと、コロナ感染防止対策を行いながらの審理は、マスクやフェイスシールドをつけて弁論を行うことは、被告人にとって不利であるとの意見が、わが国でも弁護人などから出されている<sup>(19)</sup>。アメリカでも、コロナ感染対策を行いながら円滑に陪審裁判を行うために、オンライン形式をどう活用するか、とくに刑事裁判の場合、とくに被告人の権利との関係でどのような課題があるかについて、まさに現在進行形で議論が行われている<sup>(20)</sup>。

## II Zoom模擬裁判員裁判の実施

### 1. 実施の背景

「はじめに」で述べたように、Zoomを使った模擬裁判に筆者が挑戦することになったきっかけは、オンライン講義という限られた環境の中でもできるだけ体験に基づいた学習の機会を学生に提供したいと考えたためである。2020年度前期の時点ではZoom等のオンラインツールを使用した模擬裁判のわが国における実施は、他大学においても限定的であった<sup>(21)</sup>。

(19) 根津弥「マスクは裁判で不利か「表情も証拠」防弾パネルで打開」朝日新聞2020年7月26日

(20) Ann E. Marimow and Justin Jouvenal, Courts dramatically rethink the jury trial in the era of the coronavirus, *The Washington Post*, 7/31/2020配信記事, [https://www.washingtonpost.com/local/legal-issues/jury-trials-coronavirus/2020/07/31/8c1fd784-c604-11ea-8ffe-372be8d82298\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/local/legal-issues/jury-trials-coronavirus/2020/07/31/8c1fd784-c604-11ea-8ffe-372be8d82298_story.html) (last visited 10/30/2020)

(21) 筆者の知る限りでは、2020年8月9日に龍谷大学犯罪学研究センター後援で第1回オンライン高校生模擬裁判選手権として行われたものがある。これは、同センターの嘱託研究員でもある札埜和男氏（岡山理科大学教育学部）監修のもと、全国から応募した10高の高校生の各チームが弁護側・検察側に分かれて対戦したものであった。小説「高瀬舟」を題材にした裁判で、被告人の行為が嘱託殺人にあたるかが争点であった。各模擬審理の裁判官は弁護士が務め、法曹の協力も得て行われていた (<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/event/entry-5897.html>)。また2020年7月18日には、西南学院大学と横浜市立大学の学生たちによる大学間対抗模擬裁判が行われ、国際人権法を題材とした模擬裁判が開催された (<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/7/files/2007271.pdf>)。さらに2020年9月19日には、第93回東大五月祭における東京大学法律相談所第72回模擬裁判企画『濡れた紙飛行機』がライブ配

一方で、ネットを活用した模擬裁判の試みについては、遥かに早い段階でその意義が議論されていたことも知るに至った<sup>(22)</sup>。オンライン講義が続く中で、入学以来、教員や学生と実際に顔を合わせる機会のほとんどなかった2020年度新入生に対して、「法学部に入学した」ことを実感する何らかの特別のイベントを実施することの意義は大きいのではないかということと同僚の先生方とメール等で意見交換することが何度かあった。しかし2020年5月25日に解除されるまでは首都圏1都3県には緊急事態宣言が継続しており、本学自体も入構制限の状態にあったため、学生が物理的に登校し、イベントに参加することにはリスクが伴う状態であった。このような状況の中で、筆者はZoom上の模擬裁判を企画し、法学部一年生に模擬裁判員役として参加してもらう計画を立てた。

---

信された。これは毎年五月祭に安田講堂で行われる模擬裁判を特別にオンライン開催したものであり、義援金詐欺事件についての裁判官裁判であった (<https://www.youtube.com/watch?v=vyMPweKABrI> から視聴可能)。また、学生による模擬裁判ではないが、“わが国に陪審制度があったら？”を仮定した舞台や映画「12人の優しい日本人」(映画は1991年公開)の俳優陣が集結し、コロナ下の芸術活動を活気づけるために、Zoom上で脚本の読み合わせを行い、YouTubeでライブ配信されたが(2020年5月6日: <https://12nin-online.jimdofree.com/>)、これを視聴できたことは、戯曲として楽しめただけでなく、オンライン上で評議を行う際の課題を考察するうえでも非常に参考になった。

- (22) 井門正美『役割体験学習論に基づく法教育』(現代人文社2011)ではその5章で「インターネットを活用した裁判員模擬裁判」として、著者が2008年に開発した「ネット裁判員模擬裁判」について紹介されている。そこでは利用者がウェブサイトにアクセスすることで、裁判員制度についての学習をするだけでなく、模擬裁判を体験できる。模擬裁判のシナリオに基づいた公判手続が画面上でフラッシュ展開され、さらに事前に管理者に申請すれば、利用者は裁判官(3人)と裁判員(6人)の役割を担い、評議を行う。評議は利用者間でチャット上で意見を出し合う形式で行われ、事実認定と量刑について判断する。この試みではさらに意見交換場(掲示板)のページを設置しており、利用者らが後日意見や感想をペンネームで交換し合える。利用者らにフォローアップの機会を提供しているところが重要であろう。また、模擬評議ではあるが、評議においてどのような議論がなされているかを知ることができることも意義は大きい。

## 2. Zoom模擬裁判員裁判の準備

Zoomを利用した模擬裁判員裁判（以下、Zoom模擬裁判とする）の実施日は、大学の他のイベント等との調整のうえ、実施日を2020年9月23日（水）と設定した。ところで、模擬裁判を行うためには当然ながらもその「台本」が必要となる。そしてこの「台本」の制作過程こそが、学生にとっては法律問題や刑事手続の流れを理解するうえで重要なのであるのはもちろんである。しかし今回はZoom模擬裁判を実施するという決定が2020年7月ごろになされたものであるから、その時点で一から学生に台本を制作してもらうには時間的に難しかった。そこで、2020年2月11日に筆者の担当する専門ゼミナールで行った模擬裁判員裁判の台本を一部編集して使用することにした。その時の模擬裁判で使用した台本は、筆者のゼミの学生（2019年度時には大学3年生）が作成したオリジナルの脚本である。この模擬裁判は昔話「桃太郎」を題材にした、いわゆる昔話裁判<sup>(23)</sup>であった。桃太郎が被告人である。Zoom模擬裁判における公訴事実は以下のように設定した。

被告人は、令和元年11月4日午後18時10分頃ピーチ県鬼ヶ島3丁目3番地空き地において、青鬼荒太（あおおに・あらた）（当時350歳）に対し、その腕を両手で掴んで投げ飛ばし、頭を木に打ち付け気絶した同人の首元を持参した木刀で殴打した。よって青鬼荒太を同年11月4日午後19時30分頃、同島1丁目7番地鬼ヶ島病院において頸髄損傷による呼吸困難により死亡するに至らしめたものである。

罪名は「殺人」（刑法199条）である。検察側は殺人の訴因で起訴した

---

(23) なじみ深い昔話をもとに裁判を行う試みは、法教育のうえでも注目されている。NHKは2015年より小学校高学年～高校生を対象にした「昔話法廷」を放映し、裁判員裁判を想定した審理を15分にまとめ、それを視聴後「あなたが裁判員であればどう判断するか」を生徒が議論できるようになっている。<https://www.nhk.or.jp/school/sougou/houtei/>

ことになるが、一方弁護側の主張は、被告人桃太郎は自分自身とお供の生命を守るために鬼を殴打したに過ぎないとして、正当防衛を主張する、という否認事件という設定になった。昔話という設定上、鬼やお供の動物たちが登場することになり(そして桃太郎も桃から産まれた以上、「人」ではない)、刑法においては類推解釈が禁止されており、罪刑法定主義のもとでは本事案に刑法199条を適用することはできない。しかし今回は架空の御伽噺の国の刑法典ということで、「人」以外のキャストも刑法上の行為の「主体」にも「客体」にもなり得ると設定した。

### 3. Zoom模擬裁判の進め方のデザインを設計する

裁判の形態としては、殺人罪で起訴されたという設定であるから裁判員裁判となるが、2020年2月に実施した上述の模擬裁判員裁判では、学生らは被害者参加制度(刑事訴訟法316条の33以下)が重疊的に適用される裁判員裁判を希望していたので、Zoom模擬裁判でもその形態をとることにした。以上のことから、Zoom裁判の出演者は以下のように設定した。桃太郎(被告人)、被害者参加人、証人(被告人側証人2人、検察側証人3人)、裁判官3人、弁護人2人、検察官2人、である。これらの役割は法学部3年生以上の学生が務めた。参加した法学部1年生は裁判員役を割り当てられ、結審後、評議に参加して判決を出す、という流れを設計した。

Zoom模擬裁判の進め方として当初は、審理部分もZoomを使ってリアルタイムで行い、それを画面上で見ている参加者が結審後に評議する、というものを予定した。しかし周知のように、オンラインは接続不良等の原因により突然回線が切断されたり、フリーズするおそれもある。従って審理部分は事前にZoom上で行ったものを録画し、Zoom模擬裁判当日にこの開廷から結審までの映像を参加者で視聴し、その後参加者で評議を行い、判決の言い渡しは当日リアルタイムで行う、という形式にした。また実際の

裁判でも評議は裁判官3人裁判員6人の合計9人の合議体で行うことから、Zoom模擬裁判においても、数人～10人までの合議体を作り、そこで議論してもらうかたち、とした。このため、審理部分を視聴後は、Zoomのブレイクアウト・ルーム機能を使用し、評議を行ってもらった。

#### 4. Zoom模擬裁判をどう行ったか

Zoom模擬裁判当日はまず、Zoom上で、事案の概要についてパワーポイントを使用することから開始した。さらに、参加している1年生は裁判員としてこの審理に参加し、結審後評議を行うことになる点について司会役の学生（3，4年生）から説明が与えられた。

次に、事前に録画したZoom模擬裁判の審理部分の映像を当日のZoom会議上で再生した（ホストが再生映像を画面共有し、“コンピューターの音声を共有”すれば、当日のZoom参加者すべてがその映像を視聴できる）。

Zoom模擬裁判については、冒頭手続の人定質問から始めたが、模擬裁判はそもそも学生が刑事手続の流れについて理解を深めることが大きな目的の一つであるので、「冒頭手続①被告人（桃太郎）に対する人定質問：人定質問（氏名・年齢・職業・住居・本籍を尋ね、人違いでないことを確かめる：刑事訴訟規則196条）」等の説明を書いたパワーポイントを画面共有で適宜示しながら、参加している1年生が刑事裁判の手続のどの部分を目にしているかを理解できるようにした。なお、画面共有時以外は、法廷にいる人物たちが「スピーカー・ビュー」あるいは「ギャラリー・ビュー」で表示されるようにした。

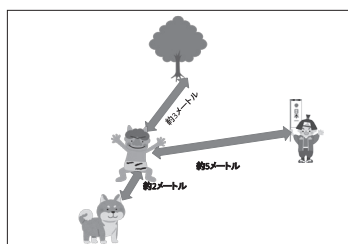
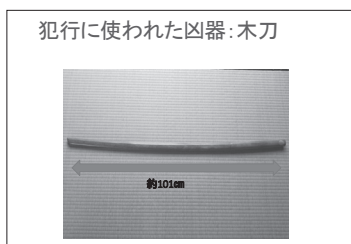
ところで、刑事裁判の中心はやはり証拠調べ手続である。オンラインで模擬裁判を行う際にはここが最大の課題であった。しかもこの模擬裁判で設定した事例は否認事件であり、本来であれば多くの証拠を取り調べ、争点も複雑になる。しかし時間的な制限があり、しかもまさに法学部に入ったばかりの1年生に理解してもらい易くするためにかなりの程度

簡素化して行った。このZoom模擬裁判では、当事者それぞれが申請した証人が合計5人いることになるが、当日初めて参加する1年生にとってはとくに、どの証人が何を証言するかが整理しにくい。従って、証人尋問について簡単に整理したスライドを示したうえで証拠調べを行った。

<p>証拠調べ手続③</p> <p>犯罪事実に関する証拠調べ</p> <p>・法医学者、お供のサルのまさを、ジャイ子(検察官側証人)</p> <p>・お供の犬のポチ、おじいさん(被告人側証人)</p> <p>からの証言を聞く</p>	<p>証人に対する尋問</p> <p>その証人に証言してほしいと考える側が最初に尋問します(主尋問)。</p> <p>次にもう一方の当事者側が尋問します(反対尋問)。</p> <p>主尋問では誘導尋問を行ってはいけません。</p> <p>裁判所からも聞きたいことがあれば、補充尋問というかたちで質問することも。</p>
--	---

実際の裁判では、裁判員や裁判官は事件で使用された凶器についても場合によっては手に取って観察することができるし、被告人や被害者との事件当時の位置関係なども、証人尋問で配置図を示されることになるであろう。このZoom模擬裁判では、事件で使用された凶器として、桃太郎がいつも素振りをして鍛錬している木刀を設定したので、この凶器についても検察官は証人尋問や被告人質問においてスライドで示し、確認をおこなった(ちなみに、桃太郎の自宅居間には真剣が飾ってあり、すぐに手に取れる状態にあったのにそれを持ち出さなかったことは、桃太郎の鬼殺害はまったく計画性はなかった、というのが弁護人の主張であった)。また、この事件では、検察官側は殺人罪を主張し、被告人側は、被害者である鬼に対する加害行為について、あくまで被告人自身やお供の犬のポチを守るためであった、という主張であった。本件では、桃太郎が鬼ヶ島に到着し「話し合いに来た」と告げたところ、鬼たちが大騒ぎになり、被害者である青鬼が被告人のお供である犬のポチの2m前方に立ちはだかったところ、その場所から5m離れた位置にいた被告人が電光石火駆けより、被害者を投げ飛ばし、被害者は3m先にあった木に激突したものである。その後、被告人はその場をすぐに離れず、3m先にあった木の下で倒れている

青鬼をわざわざ確認し、木刀で青鬼の頸部を殴りつけた行為が「防衛のためにした」と言えるのか、「積極的加害行為」にあたるのかが、被告人と検察側で意見が分かれた。当事者双方がこの点に言及する際には、被告人、犬のポチ、被害者の青鬼の事件当時の位置関係を示すスライドを画面共有で示すなどした（フリーイラストを使用した）。



今回のZoom模擬裁判は被害者参加制度が適用される設定で行ったので、被害者参加人である青鬼の配偶者のジャイ子が被告人質問も行った（刑事訴訟法316条の37）。証拠調べ手続後、検察官による論告・求刑（求刑は懲役20年と重く設定した。これは評議で量刑について大きな幅をもった議論を行ってもらったためである）後に、被害者参加人による弁論としての意見陳述も行った（刑事訴訟法316条の39）。被害者参加人は、自分たち鬼は人間と仲良くしたいのに、それが受け入れられないだけでなく、最愛の配偶者も殺害されて許せないという強い処罰感情を述べ、被害者参加人としては死刑を望んでいる、と締めくくった。オンライン上の模擬裁判ではあったが、激しい被害者感情に参加者が圧倒されてしまっているようであった。続いて弁護人の最終弁論、被告人の最終陳述と続き、結審した。

結審後、司会の学生が休憩後、参加者はブレイクアウトルームに分かれ、評議に入ること、裁判員は事実認定と量刑を判断する必要があることを説明した。

## 5. 評議について

結審後、参加者を4つのブレイクアウト・ルームに分けた。一つのルームにはZoom模擬裁判に出演した学生を含め、8-10人ほどの学生が入った。各ブレイクアウトルームにおいて、司会役の学生が何をまず議論すべきかについて案内しながらモデレートを行った。筆者はZoomミーティングのホストとして、各ブレイクアウトルームを数分ずつ訪問し、どのような議論が行われているかを観察した。評議の内容、進行については司会役をはじめとする法学部3年生以上の学生に任せたが、主に次のような議論が行われていた。

### まず、事実認定を行う

- ・正当防衛を認めるべきであるか？
- ・過剰防衛・誤想過剰防衛が認められるか？
- ・被告人は被害者に対し、防衛行為ではなく、積極的に加害行為を行う意思はあったか？
- ・被告人に殺意はあったか(未必の故意を含め)？
- ・証人(被告人のお伴の犬のポチ)の証言は信用できるか？(ex. 被害者青鬼が自分を襲ってくる、というポチの恐怖は、当時の状況から判断して、通常そのような恐怖を感じるであろう妥当なものであったか？)
- ・証人(被害者の妻である鬼のジャイ子)の証言は信用できるか？(ジャイ子は、被告人が犯行時笑みを浮かべていたのを見たと言うが、その証言は信用できるか？)
- ・鬼ヶ島に向かう途中で、被告人が「殺してやる」と呟いていたのを聞いたとする証人(お伴の猿のマサル)の証言は信用できるか？
- ・証人(桃太郎のおじいさん)の証言は信用できるか？(鬼たちが過去に村を襲ったことを恨みに思う証人が被告人に「復讐してくれ」と依頼した際、被告人は「ベストを尽くします」と答えている。これは、事前に



殺害計画を立てていたことを示すものであるという検察官の主張をどう判断するか)

### 被告人を有罪とする場合、量刑を行う

- ・被告人を懲役何年に処すべきか？
- ・桃太郎の行為は危険なものであり、強い非難に値するか？
- ・桃太郎は犯行後、逃亡しようとしていることは量刑にどう影響するか？
- ・桃太郎や村の住人たちが抱えてきた、鬼への憎しみは、量刑においてある程度考慮すべきか。
- ・被害者は強い処罰感情を被害者参加制度でも示しており、これはどの程度影響させるべきか？
- ・現在21歳の被告人はまだ若く、前科前歴はないことも確かである。
- ・被告人の家族であるおじいさん、おばあさんは高齢であり、サポート体制が十分だとは言えず、更生の可能性はあるのだろうか。  
等が議論されていた。

興味深かったのは、当日裁判員役として参加した法学部1年生が、過去の裁判例において、同種の事件ではどれぐらいの量刑となるのかを先輩法学部生に質問していた点である。実際の裁判員裁判でも、量刑の評議においては、裁判所は「量刑検索システム」を使用した同種の事件の量刑動向を示しており、このことは「市民の目線」の入った自由な量刑のあり方を形骸化するという批判もあるところである。しかし、量刑を決めるうえで、ある程度の動向を確認したい、という要望はしごく当然のものとも考えられる。もちろん、このような動向を最初から示すのではなく、事実認定と量刑について裁判員の入った裁判体の自由、活発な議論を確保したうえで、必要（要望）があればこれを確認する、場合によってはさらにそこから議論する、ということもあり得るであろう。

## 6. 判決言い渡しについて

判決の言い渡しは、リアルタイムで行った。参加者全員がメインのミーティングルームに戻り、議論の結果を発表した。四つの裁判体すべてが被告人を殺人罪で有罪と判断した。量刑については、評議のための時間が十分にとれなかったこともあり、各裁判体とも答えを出せなかったようである。

判決の言い渡しは「ギャラリービュー」で、参加者全員が見守るなかで、行われた。裁判長は被告人に対し、殺人罪で有罪とすること、量刑については懲役8年を言い渡した。前述のように、時間内に各評議グループが量刑について結論を出せなかったが、刑事裁判の流れを理解してもらうために、裁判官役の学生が考えた量刑をあてはめて判決の宣告を行った。裁判長から判決に不服がある場合は控訴できることが説明されたところでZoom模擬裁判は終了した。なお、この後、被告人がアドリブで意見を述べ(実際の裁判では行われまいであろう)、裁判では無罪を主張していたものの、高い日本の刑事裁判の有罪率を考えると、控訴しても無駄なので、あきらめるといふ趣旨の発言があり、傍聴に来られていた、有名な刑事弁護士から「ぜひ控訴しなさい」と勧められる場面もあった。

## 7. オンライン模擬裁判の改善点について

Zoom模擬裁判は初めての試みであったが、多くの課題と反省点も残した。Zoom模擬裁判中、何度か通信環境の問題で、速度や音声が遅れることがあったが、上述のように実際のオンライン裁判でも同様の問題があったのであり、これはある程度は避けることのできない問題であろう(5G、と呼ばれる第5世代移動通信システムが普及すれば、通信速度も容量も格段に改善されるであろう)。

また、大きな反省点の一つは、画面の表示方法についてのものである。審理中、ほとんどの手続が「スピーカー・ビュー」で表示されてしまい、

発言している者の顔のみが表示される設定となってしまった。模擬裁判への出演学生は、自分が映ってないときにも、実際の裁判であればその立場の者はどう感じるか（例えば、不利な証言をされている際の被告人や、被告人の供述を聞いている際の被害者等）と考えながら演じてくれていたので、それが十分に画面上で活かせないことになってしまった。とくに裁判の判断者である裁判員、裁判官は本来であればこれらにすべて目を配りながら、最終的に判決を出すわけであるから、表示方法は常に「ギャラリー・ビュー」にしなければならないであろう。

### 結びに代えて

以上、本稿ではZoom模擬裁判員裁判という試みが法学教育においてどのような効果を期待し得るか、また課題は何かを考察した。とは言っても、たった1回の実施で得られた筆者の経験から得られる知見も非常に限定的であることはもちろんである。しかしZoomを介した模擬裁判への参加であっても、刑事手続の流れを理解してもらうための法学教育として十分に効果的であると感じた。さらに、傍聴人として参加して頂いた、刑事事件の経験も多い弁護士の方から後日、「実際の裁判でもオンラインでできる部分はあるかもしれない」というコメントを頂けたことは、とりわけ嬉しい反応であった。今後、実際の裁判でZoom等のオンラインツールがどれほど活用されるのかは分からない。しかし、たった一つのウィルスの脅威により、これだけ大きく社会生活が制限されることを学習した我々は、裁判等の国の不可欠な機能をオンラインも活用して、非常時にも動かしていくことを検討せざるを得ないであろう。オンラインツールを利用した刑事裁判の課題については今後、諸外国の実践例をもとに分析と考察を進めたいと考える。また、オンラインツールを活用した体験型法学教育についても、今後も様々な取り組みに挑戦したいと考えている。その意味でも本稿はそれらの課題に向けた予備的考察、研究ノートとして位置づけら

れるものである。

(本学法学部教授)